

## 小規模な住宅改修

事前の申請が必要です!

### 住宅改修費支給 【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。

- 洋式便器などへの便器の取り替え

- 段差の解消

- 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更

- 手すりの取り付け

- 引き戸などへの扉の取り替え



### ●利用者負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に費用の9割～7割が支給されます。(名護市では、市登録事業者を利用した場合には、受領委任払い制度を利用することができます。)

※引っ越しした場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付が受けられます。

## 手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市区町村へ事前に申請／市区町村の確認

工事の実施・完了／支払い

市区町村へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

### 申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書  
ケアマネジャーなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの  
写真または簡単な図を用いたもの。
- 住宅の所有者の承諾書  
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

### 提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書  
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類  
改修前、改修後の日付入りの写真を添付。

※市区町村によって手続きのしかたが一部異なる場合があります。